



平成 27 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡  
(コード番号 7 9 9 1 東証第 2 部)  
問合せ先 経営企画部長 水谷 富士也  
電話番号 0 3 - 6 2 7 3 - 7 3 6 0

## 支配株主等に関する事項について

当社の親会社である株式会社データ・アートについて、支配株主等に関する事項は、下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

記

### 1. 親会社の商号等

平成 27 年 3 月 31 日現在

名 称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
(株)データ・アート	親会社	51.2	0.0	51.2	—

### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

a) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係

#### ①資本的關係

株式会社データ・アートは、当社議決権の 51.2%を所有する親会社であります。

(注) 当該親会社は、当社の主要な取引先である日本ゲームカード株式会社の完全親会社である株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングスの株式 632,000 株 (持株比率 4.4%) を保有しております。

②親会社の企業グループにおける当社の位置付け並びに親会社及びそのグループ企業との取引関係

当社と当該親会社との関係は主として資本的なものであります。

(注) 当社の完全子会社であるマミヤ・オーピー・ネクオス株式会社は、平成 27 年 3 月期において、当該親会社から電子機器製品の部品 4 百万円を仕入れております。

### ③人的関係

第73回定時株主総会（平成27年6月26日開催）以降の当該親会社及びそのグループ企業との役員・監査役の兼職の状況は下記の通りです。

なお、当該親会社より業務支援のため出向者1名を受け入れております。

平成27年6月30日現在

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	峰島 重雄	親会社 (株)データ・アート 代表取締役社長	経営に関する深い見識に裏付けられた当社経営に対する有益な助言を期待し、当社から就任を依頼。
取締役	森田 啓文	親会社 (株)データ・アート 常務取締役 特機事業本部本部長	業界の実情に精通しており、豊富な経験と知識に基づいた有益な助言を期待し、当社から就任を依頼。
社外監査役	関口 正夫	親会社 (株)データ・アート 代表取締役専務	長年の財務会計の実務経験に裏付けられた高水準の監査を受けるため、当社から就任を依頼。

(注) 1. 当社の取締役8名、監査役3名のうち、親会社との兼職役員は3名です。

2. 関口正夫氏は、(株)ゲームカード・ジョイコホールディングスの取締役を兼職しております。

b) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

親会社及びそのグループ会社との取引関係は質的及び金額的重要性に乏しく、支配・被支配の関係は存在しないため、当社の事業遂行上、親会社の企業グループに属することによる特段の制約はなく、その当社の経営・事業活動への影響は限定的なものであると認識しております。

また兼職役員につきましては、いずれも、その専門分野に関する高い専門性あるいは会社経営に関する深い見識ゆえに当社経営に有益な助言が得られるものと判断し、当社より就任を依頼したものであり、当社の経営・事業活動への影響は、限定的であると認識しております。

c) 以上に記載した状況の中における、親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、経営・事業活動の遂行にあたり、親会社からの一定の独立性を確保し、機動的な意思決定により、取引先あるいは事業分野の拡大に努めることが当社事業の一層の発展に不可欠であり、それがひいては親会社及びそのグループ企業の利害と一致するものと考えております。また、親会社との緊密なコミュニケーションを保つことにより、このような認識を親会社と共有し、一定の独立性を確保するよう努めております。

d) 親会社からの一定の独立性の確保の状況

当社は、親会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、親会社及びそのグループ企業との取引関係、あるいは親会社役員の兼職状況は、すでに述べた通り限定的なものであり、当社による自由な事業活動あるいは当社独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

平成 27 年 3 月期において、該当する事項はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、親会社との取引等を行う際には、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、当該取引等の通念に照らした妥当性を確保する旨を定めております。

以上